

文京お届け講座実施要綱

18 文区ア第 56 号 平成 18 年 4 月 1 日 区長決定
改正 20 文区ア第 475 号 平成 21 年 3 月 19 日 一部改正
改正 27 文アア第 232 号 平成 27 年 5 月 25 日 一部改正
改正 28 文アア第 1347 号 平成 28 年 3 月 31 日 一部改正
改正 2023 文アア第 487 号 令和 5 年 9 月 14 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、区民等で構成する団体が自主的に行う学習会等において区政の説明、職務上の専門的知識・技能を生かした実習等を行うため講師を派遣すること（以下「お届け講座」という。）により、区民の生涯学習活動の振興を図り、及び区政への理解を深め、もって区民参画型の区政を推進することを目的とする。

(対象団体)

第 2 条 お届け講座を利用できる者は、次のとおりとする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 構成員が 10 人以上の団体で、かつその半数以上が区の区域内（以下「区内」という。）に在住、在勤又は在学する者で構成するもの

(2) 区内の小学校、中学校又は高等学校

(講師)

第 3 条 お届け講座の講師は、区職員とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(休講日)

第 4 条 お届け講座の休講日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。

(利用時間)

第 5 条 お届け講座の利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとし、1 回につき 2 時間を限度とする。

(会場)

第 6 条 お届け講座の会場は区内とし、お届け講座を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は自らの責任において確保しなければならない。

(利用申請)

第 7 条 申請者は、文京お届け講座利用申請書（別記様式第 1 号）により実施の希望日の 20 日前までに区長に申請しなければならない。ただし、講座を担当する課又は機関等（以下「講座担当課等」という。）と実施日等、事前に協議済みの場合は、この限りではない。

(利用の承認等)

第 8 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請の内容を審査し、文京お届け講座利用承認・不承認通知書（別記様式第 2 号）により、その結果を申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定によりお届け講座の利用を承認した場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用の不承認)

第 9 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とすると認めたとき。
- (3) 前2号のほか、区長が利用を不相当と認めたとき。

(利用の承認の取消し)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により申請したとき。
- (2) お届け講座の目的に違反し、又はその利用が適切でないとき。
- (3) 前2号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。

(経費負担)

第11条 お届け講座の利用は、無料とする。ただし、テキスト等教材に関する実費相当額は、利用の承認を受けた者の負担とする。

(事務局)

第12条 お届け講座の事務局は、アカデミー推進部アカデミー推進課に置き、本事業の総括及び受付事務を処理する。

2 講師の派遣及び申請者との日程等の調整は、講座担当課等が行う。

(報告)

第13条 講座担当課等の長は、お届け講座の終了後、文京お届け講座実施結果報告書(別記様式第3号)によりアカデミー推進部アカデミー推進課長に報告する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、アカデミー推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

文京お届け講座利用申請書

申請番号 _____

年 月 日

文京区長 殿

申請者：団体名 _____

代表者 住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____ 電話番号 _____ - _____

文京お届け講座を利用したいので、次のとおり申請いたします。

| | | | |
|-----------------------|-----------------------|------------|--|
| 希望日時 | 年 月 日 () 時 分から 時 分まで | | |
| 会場 | | 受講予定 人数 | |
| 希望講座名 | | | |
| 学習会等の 名称及び 開催目的 | 名称 | | |
| | 目的 | | |
| 備考 | | | |

| | | | | | |
|---------------------|--|--|--|--|--|
| 講座担当 課処理欄 | 本件申請については、下記日時及び職員により実施する予定としたので、アカデミー推進課長に通知する。 | | | | |
| | | | | | |
| 開催予定 日時 | 年 月 日 () 時 分から 時 分まで | | | | |
| 派遣予定 職員等 職・氏名 | | | | | |

(表)

別記様式第2号(第8条関係)

文京お届け講座利用(承認・不承認)通知書

申請番号 _____
年 月 日

様

文京区長

年 月 日付けで申請のありました文京お届け講座の利用について、次のとおり(承認・不承認)しましたので、通知します。

1 教 示

| | |
|-------|-----------------------|
| 日 時 | 年 月 日 () 時 分から 時 分まで |
| 会 場 | |
| 講 座 名 | |
| 講 師 | 所 属 |
| | 職・氏名 |
| 利用条件 | |
| 備 考 | |

(裏)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に区長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、区を被告として提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第3号（第13条関係）

文京お届け講座実施結果報告書

年 月 日

アカデミー推進部アカデミー推進課長 殿

所属長名

次のとおり講師として講座を実施しましたので、報告します。

| | |
|--------------|-----------------------|
| 日 時 | 年 月 日 () 時 分から 時 分まで |
| 会 場 | |
| 講 座 名 | |
| 講 師 職・氏名 | |
| 学習会等の 名 称 | |
| 代表者氏名 | |
| 受 講 人 数 | |
| 備 考 | |